

第 4 章 施策の展開

第4章 施策の展開

【基本方針1】地域包括ケアシステムの強化

1-1 地域包括支援センターの運営

- ・地域包括支援センターは、高齢者が住み慣れた地域でその人らしい生活を続けることができるよう、地域包括ケアの拠点としての役割を担っています。本市においては第6期計画期間に6カ所の地域包括支援センターを整備したことから、今後は地域包括ケアの取組みを充実させるとともに、適切な評価・改善を図っていきます。

(1) 総合相談支援業務の実施

- ・総合相談は、介護保険サービス等を受ける際の入り口となります。地域包括支援センターの総合相談窓口では、高齢者に関する様々な相談を受け、適切なサービスにつなぎ、継続的な支援を行います。

●取組み

- ①総合相談窓口を周知します。
- ②相談者の相談内容を把握し、適正に対応します。
- ③関係機関・関係団体と連携し、適切な支援につなげます。
- ④身近な地域に相談場所を配置するとともに訪問相談にも対応します。

(2) 権利擁護業務の実施

- ・高齢者に対して、権利侵害の予防や対応、権利行使などについて、地域包括支援センターの社会福祉士等が専門的な支援を行います。

●取組み

- ①成年後見制度と日常生活自立支援事業の利用を支援します。
- ②関係者間で困難事例の情報交換を行い、専門的な支援につなげます。
- ③消費者被害防止に関する啓発を行います。
- ④高齢者の虐待防止に向けた事業を実施します。

(3) 包括的・継続的ケアマネジメント支援業務の実施

- ・地域包括支援センターが中心となり、包括的・継続的ケアマネジメントの実践が可能な環境整備と個々の介護支援専門員（ケアマネジャー）への支援を行います。

●取組み

- ①介護支援専門員と医療機関など関係機関との連携を支援します。
- ②介護支援専門員との支援困難事例への対応について連携を図ります。
- ③介護支援専門員同士のネットワーク構築を支援します。
- ④介護支援専門員の実践力の向上を支援します。
- ⑤介護支援専門員からの個別相談に対応します。

(4) 介護予防ケアマネジメント業務の実施

- ・要介護状態になることを予防するため、高齢者の心身の状態に応じ多様なサービスにつなげることで、自立に向けた支援を行います。

●取組み

- ①高齢者の心身の状態と支援体制を把握し、適切なケアマネジメントにつなげます。
- ②保健・医療・福祉と連携を図り、介護予防体制を構築します。

1-2 生活支援・介護予防サービスの充実

- ・団塊の世代が75歳以上になる2025年（平成37年）に向け、高齢者の尊厳の保持と自立生活のため、可能な限り住み慣れた地域で自分らしい暮らしを人生の最期まで続けることができるよう、地域の包括的な支援・サービス提供体制（地域包括ケアシステム）を構築するとともに、生活支援・介護予防サービスの充実を図ります。

(1) 生活支援サービスの整備

- ・在宅生活の高齢者にとって、ボランティア、NPO、民間企業、社会福祉法人等の多様な主体による見守りや家事支援などのサービスが重要となります。地域の実状に応じた効率の良いサービスの提供が可能となるよう、先進地事例を参考にしながら、生活支援サービスの整備を推進します。

●取組み

- ①地域の実状に応じた生活支援サービスを構築します。
- ②多様な主体に対して生活支援サービスの協力者を募ります。
- ③生活支援サービス等に係る協議体の設置準備委員会を開催します。

(2) 生活支援の担い手の発掘・育成

- ・生活支援サービスを充実させるため、多くの実施主体に高齢者福祉、介護福祉等に関心を持ってもらい、サービス提供の担い手となってもら必要があります。そのため、市では生活支援サービスの担い手の発掘・育成を行います。

●取組み

- ①既存の生活支援サービスの実施状況を把握し、活用について情報提供を行います。
- ②生活支援サービスの研修会を開催します。
- ③悠光クラブ、シルバー人材センターなどの既存団体・組織と連携し、担い手を確保・育成します。
- ④介護予防ボランティアを広く市民に募集します。
- ⑤生活支援の担い手によるサービスネットワーク会議を開催します。

(3) 介護予防・重度化防止の推進

- ・高齢者に要支援・要介護状態にならず、元気に生活してもらうことを目指し、介護予防に関して正しい知識を提供するとともに、運動不足等の改善や健康診断によるセルフチェックなど、身体を動かす機会を得られるよう介護予防・重度化防止に向けた環境整備を行います。

●取組み

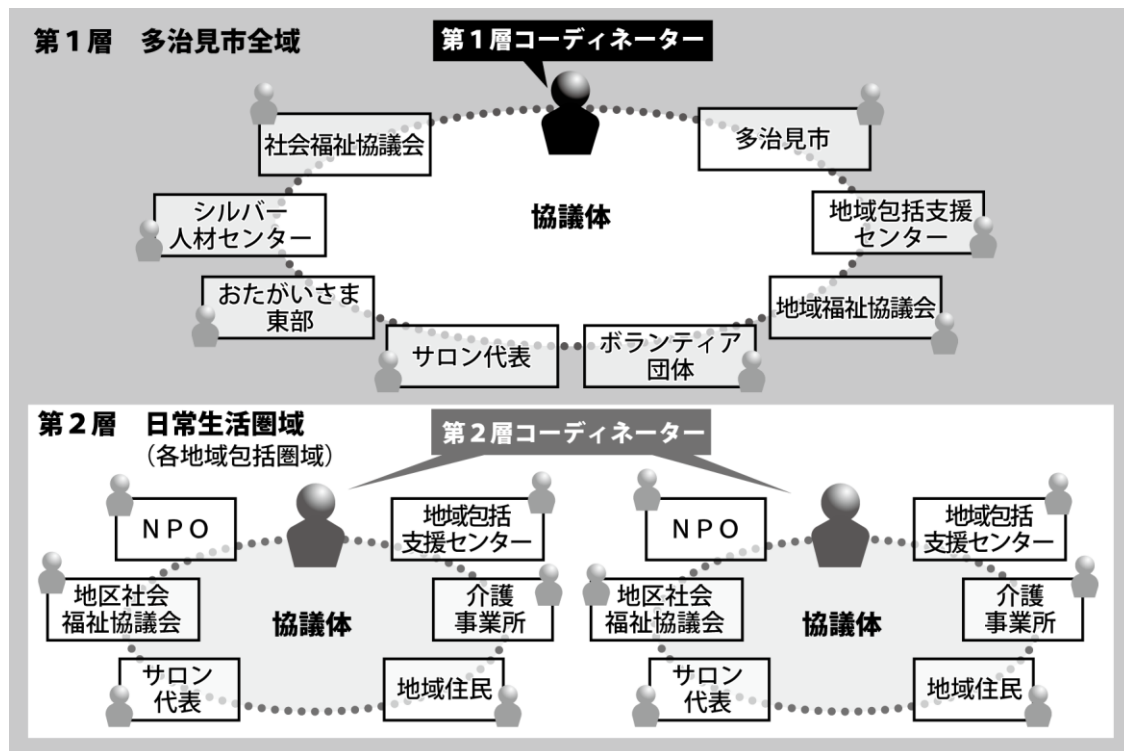
- ①介護予防・日常生活支援総合事業を実施します。
- ②健康づくり推進員などによる体操教室開催など、健康づくりの機会を提供します。
- ③虚弱体質（フレイル）予防教室を開催します。
- ④栄養・口腔機能低下の予防に関する情報を提供します。
- ⑤健康診査の受診を促進します。

(4) 協議体の設置

- ・協議体は、生活支援サービスや介護予防サービスの提供主体等が参画し、定期的な情報共有及び連携強化の場です。第一層の生活支援サービス等に係る協議体準備委員会（第一層協議体）における話し合いを通じ、各日常生活圏域において第二層協議体の設置を推進します。
- ・協議体において、地域の集いの場づくりの担い手育成等についても検討します。

●取組み

- ①第一層協議体（市全域）における情報共有や連携強化を図ります。
- ②第二層協議体（日常生活圏域）を設置します。



多治見市が目指す協議体と生活支援コーディネーターのイメージ

(5) 生活支援コーディネーターの設置

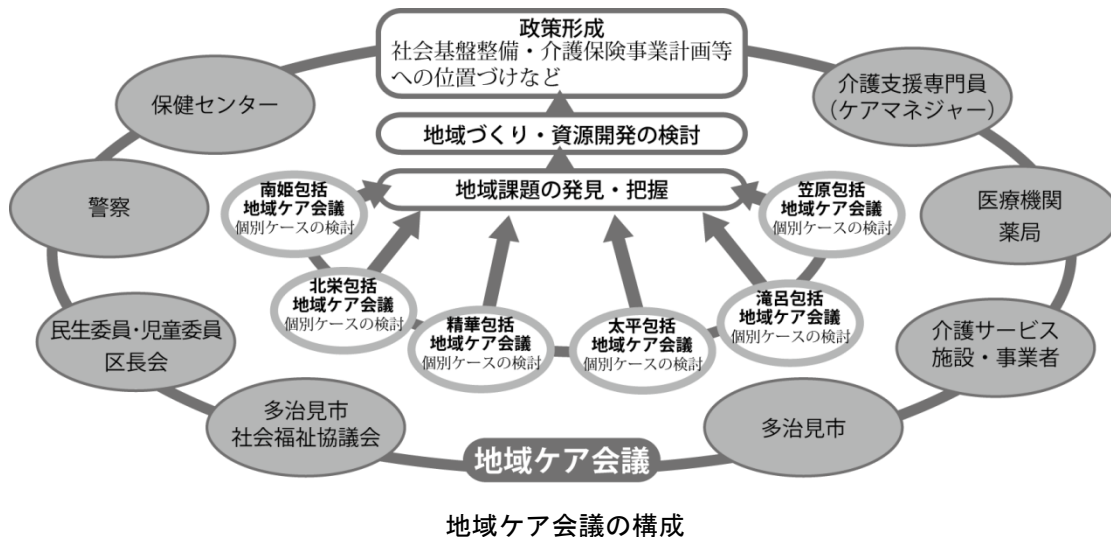
- ・生活支援コーディネーター（地域支え合い推進員）は、高齢者の生活支援等サービスの体制整備を推進することを目的とし、地域において、生活支援等サービスの提供体制構築に向けたコーディネート機能（主に資源開発やネットワーク構築の機能）業務を担います。
- ・本市においては、第一層（市全域）における生活支援コーディネーターを中心に、地域住民等と地域における支え合い体制の整備を進める中で、第二層（日常生活圏域）の実状に詳しい人材を見出し、第二層生活支援コーディネーターとして配置します。

●取組み

- ①第一層協議体（市全域）生活支援コーディネーターが地域における支え合い体制づくりを推進します。
- ②日常生活圏域で福祉人材を見出し、第二層生活支援コーディネーターとして配置します。

1-3 地域ケア会議の推進・活用

- ・地域ケア会議は、高齢者個人に対する支援の充実とそれを支える体制の整備を同時に進め、地域包括ケアシステムの実現を目的として設置する会議体です。
- ・本会議においては、地域包括支援センターを中心に多職種協働による個別ケースのケアマネジメント支援のための実務者レベルの検討を行うとともに、必要に応じて蓄積された最適な手法や地域課題を関係者と共有し、ネットワークを構築するとともに、地域包括ケアシステムの体制整備のための施策を立案します。



(1) 地域支援ネットワークの構築

- ・地域ケア会議を通じ、介護や生活支援サービス等に係る事業者等が連携を図ることで、地域における生活課題の解決に向けた地域支援のネットワークを構築します。

●取組み

- ①地域ケア会議を開催し、関係機関の情報の共有化を図ります。
- ②地域ケア会議において、地域づくりに対する意識啓発を図ります。
- ③地域ケア会議を通じ、地域づくりの関係者同士の連携強化を図ります。

(2) 高齢者の自立支援に資するケアマネジメント支援

- ・地域ケア会議において、地域の生活課題を把握し、その解決策の蓄積によって、高齢者の自立支援における新たなケアマネジメント手法を確立するとともに、新たな支援方法について関係者間の情報の共有化を支援します。

●取組み

- ①サービス提供の最適な手法を蓄積し、ケアマネジメント支援を行います。
- ②地域ケア会議に参加し、関係職種の連携を促進します。
- ③ケアプラン作成研修会の開催を支援します。
- ④個別ケースについて、多職種の専門職や地域関係者との支援体制を見直します。
- ⑤在宅医療・介護連携に関する研修会の開催を支援します。

(3) 地域課題の把握

- ・地域ケア会議では、日常生活圏域ごとに高齢者が地域に住み続ける上で障壁になっている課題について把握するとともに、地域包括ケアシステムの構築による高齢者が住みやすい地域の実現を目指し、課題への対応策を検討します。

●取組み

- ①地域ケア会議において地域で住み続けるための障壁（課題）を整理します。
- ②課題の解決に向け、地域ケア会議において対応策を立案します。

1-4 地域で住み続けられる環境整備

- ・住み慣れた地域でいつまでも元気に過ごすことができる社会を実現するためには、地域の生活環境の整備が重要です。生活環境とはハード面だけでなく、高齢期を迎える前から育んできた家族や親類との関係、友人関係や近所付き合いなども含めた人間関係も重要となります。
- ・今後、ますます高齢化が進行することから、仕事をリタイアした高齢者が地域活動の担い手となり、互助力を高められるような生活環境の整備を推進します。

(1) 徒歩圏で必要な生活行為が整うための支援

- ・高齢期には、これまでの自家用車による移動に支障を来すこともあり、特に本市においては身近に買い物する店舗が立地しない郊外地域の住宅団地などで課題が顕在化していることから、自宅から近い場所で生活サービスが得られるよう生活環境を整える必要があります。そのため、インターネットや宅配サービスなど、多様な手段による生活維持の手段について普及を図ります。
- ・まちづくり施策と連携し、拠点地域における生活サービスの維持・誘導を図るとともに中心市街地など拠点地域への居住を促進します。

●取組み

- ①まちづくり施策と連携し、介護事業所など生活サービス施設の維持を図ります。
- ②生活サービス施設が集積する中心市街地などへのまちなか居住を促進します。
- ③通信手段による物品購入など多様なサービスの普及を図ります。

(2) 身近な地域における健康維持の体制づくり

- ・多くの高齢者が参加機会を創出し、高齢者同士のつながりを作るため、身近な地域において介護予防や健康維持のための教室などを開催する体制づくりを進めます。

●取組み

- ①サロン等における健康教室の開催を支援します。
- ②一般介護予防事業やサロンへの運動指導士等の派遣事業を実施します。
- ③たじみ健康ハッピープランに基づく食生活・運動・喫煙対策の取組みを実施します。



健康教室

(3) 移動手段の確保・移動支援

- ・市内における高齢者の移動手段を確保し、通院や買い物などの移動支援を行います。

●取組み

- ①路線バス上限運賃割引制度（200円バス）により郊外地域の移動手段を確保します。
- ②コミュニティバス運行により中心市街地における移動手段を確保します。
- ③地域あいのりタクシー運行支援補助制度により、地域主体の移動手段の確保を支援します。



200円バスを実施の路線バス



コミュニティバス



地域あいのりタクシー

(4) サービス付き高齢者向け住宅の適正な配置

- ・サービス付き高齢者向け住宅については、介護事業所の周辺など適正な配置となるよう誘導を図ることで、セーフティネットとなる高齢者の住環境の整備を促進します。

●取組み

- ①サービス付き高齢者向け住宅の立地指導により適正な配置に誘導します。
- ②サービス付き高齢者向け住宅に関して市民に広く情報提供を行います。

1-5 介護者に対する支援体制の強化

- ・要介護高齢者の生活は、介護保険サービスだけでなく、家族の支援が重要になります。一方、介護家族の負担が大きく介護離職につながるおそれもあり、その後の生活への影響が大きいことが課題です。そのため、介護保険サービス等を上手に利用してレスパイト（介護からの一時休息）をすることで介護者の負担を軽減するための支援について、介護事業所等と連携しながら進めます。

(1) 家族介護者の介護離職防止とレスパイトケアの実施

- ・今後は高齢者が住み慣れた自宅で介護を受けて老後を過ごすケースが増加すると予想されることから、家族の介護負担を軽減するため、家族介護者を対象とした介護技術習得の機会を設けます。
- ・家族介護者の介護離職防止や介護疲れ緩和のため、レスパイトケアの取組みを展開します。

●取組み

- ①介護事業所と連携した家族介護者の研修会を開催します。
- ②介護者の集いの場やリフレッシュ教室を開催します。
- ③医療依存度の高い高齢者の在宅介護の現状を把握し、支援体制を構築します。

(2) 介護に関する相談機能の強化

- ・1人暮らしの高齢者や高齢者夫婦のみの世帯が増加しており、日常生活に支障が生じても相談相手がおらず、支援の手が届かないセルフネグレクト（自己放任）の状態に陥るおそれがあります。このような状況を防止するため、身近な場所で介護に関する相談窓口の充実を図ります。

●取組み

- ①公民館等の身近な場所で在宅介護に関する相談会を開催します。
- ②地域密着型サービス事業所等による家族介護研修や介護相談会を開催します。

(3) 家族（親族）支援を得られやすい環境整備

- ・親や兄弟姉妹が要介護状態になっても同居せず、それまでのライフスタイルを維持する家族が増加しており、介護支援専門員（ケアマネジャー）や地域の支援者の負担の増大によるサービスの質の低下が懸念されます。そのため、関係者（当事者）に対して家族支援の必要性を周知するとともに現在の家族形態に応じた介護環境を整備します。

●取組み

- ①要介護状態になる前の高齢者に対し、家族や親族による家族支援の重要性に対する意識向上を図ります。
- ②成年後見制度の利用を促進します。
- ③遠隔地でも安否確認が可能な機器など、新たな安否確認方法の導入・効果検証をします。

【基本方針2】介護保険サービスの充実と適正化

2-1 介護保険サービスの提供

(1) 居宅サービス

- ・本市の介護保険サービスは、在宅介護を中心としながら、施設介護がそれを支える形となつて提供します。

※注意：利用実績とサービス見込み量については、12ヶ月分の延べ利用回数、延べ人数を表しています。

①訪問介護

- ・訪問介護は、要介護者に対して生活面での自立に向けたサポートを行うため、ホームヘルパーが自宅を訪問し、入浴、排泄、食事等の介護、買い物や通院等の外出介助、調理、洗濯、掃除等の家事、生活等に関する事など、日常生活に必要な世話をを行います。
- ・なお、平成29年4月より介護予防訪問介護が、「介護予防・日常生活支援総合事業」に移行したため、平成28年度から29年度（見込み）にかけて利用者数が減少しました。

【利用実績】

項 目		平成27年度	平成28年度	平成29年度見込み
介護予防訪問介護	利用者(人)	2,962	3,024	598
訪問介護	回数(回)	148,093	156,414	179,736

【サービス見込み量】

項 目		2018年度 (平成30年度)	2019年度 (平成31年度)	2020年度 (平成32年度)
訪問介護	回数(回)	188,333	191,093	194,134

②訪問入浴介護

- ・訪問入浴介護は、身体の清潔維持と心身機能の維持を図るため、要支援・要介護者の自宅を訪問し、簡易浴槽による入浴の介護を行います。

【利用実績】

項 目		平成27年度	平成28年度	平成29年度見込み
介護予防訪問入浴	回数(回)	50	102	60
訪問入浴	回数(回)	5,084	4,150	4,033

【サービス見込み量】

項 目		2018年度 (平成30年度)	2019年度 (平成31年度)	2020年度 (平成32年度)
介護予防訪問入浴	回数(回)	60	60	60
訪問入浴	回数(回)	5,107	5,206	5,392

③訪問看護

- ・訪問看護は、療養生活の支援と心身機能の維持回復を図るため、訪問看護ステーションや病院・診療所の看護師等が要支援・要介護者の自宅を訪問し、療養上の世話や必要な診療の補助を行います。

【利用実績】

項 目		平成27年度	平成28年度	平成29年度見込み
介護予防訪問看護	回数(回)	1,883	2,618	4,036
訪問看護	回数(回)	25,958	25,800	23,878

【サービス見込み量】

項 目		2018年度 (平成30年度)	2019年度 (平成31年度)	2020年度 (平成32年度)
介護予防訪問看護	回数(回)	4,404	4,464	4,566
訪問看護	回数(回)	25,086	25,488	25,836

④訪問リハビリテーション

- ・訪問リハビリは、心身機能の維持回復を図り、日常生活の自立を助けるため、理学療法士・作業療法士が要支援・要介護者の自宅を訪問して、理学療法・作業療法等の必要なリハビリテーションを行います。

【利用実績】

項 目		平成27年度	平成28年度	平成29年度見込み
介護予防訪問リハビリテーション	回数(回)	322	430	369
訪問リハビリテーション	回数(回)	2,327	2,038	2,156

【サービス見込み量】

項 目		2018年度 (平成30年度)	2019年度 (平成31年度)	2020年度 (平成32年度)
介護予防訪問リハビリテーション	回数(回)	422	430	437
訪問リハビリテーション	回数(回)	2,375	2,507	2,712

⑤居宅療養管理指導

- ・居宅療養管理指導は、通院が困難な要支援・要介護者の療養上の管理及び指導を行うため、病院、診療所または薬局の医師、歯科医師、薬剤師等が自宅を訪問し、心身の状況や環境等を把握し、療養上の管理及び指導を行います。

【利用実績】

項 目		平成27年度	平成28年度	平成29年度見込み
介護予防居宅療養管理指導	利用者(人)	392	397	393
居宅療養介護指導	利用者(人)	8,788	9,462	7,323

【サービス見込み量】

項 目		2018年度 (平成30年度)	2019年度 (平成31年度)	2020年度 (平成32年度)
介護予防居宅療養管理指導	利用者(人)	408	396	396
居宅療養介護指導	利用者(人)	7,668	7,932	8,304

⑥通所介護

- ・通所介護（デイサービス）は、心身機能の維持と社会的孤立感の解消や家族の身体的・精神的負担の軽減を図るため、要介護者がデイサービスセンターへ通い、入浴や食事等の日常生活上の世話や相談、助言、機能訓練、レクリエーションを行います。
- ・なお、平成29年4月より介護予防通所介護が、「介護予防・日常生活支援総合事業」に移行したため、平成28年度から29年度（見込み）にかけて利用者数が減少しました。

【利用実績】

項 目		平成27年度	平成28年度	平成29年度見込み
介護予防通所介護	利用者(人)	5,034	5,225	2,869
通所介護	回数(回)	183,011	124,407	117,701

【サービス見込み量】

項 目		2018年度 (平成30年度)	2019年度 (平成31年度)	2020年度 (平成32年度)
通所介護	回数(回)	124,421	124,505	125,438

⑦通所リハビリテーション

- ・通所リハビリテーション（デイケア）は、心身機能の回復や維持、体力の増進を図り日常生活上での自立を図るため、要支援・要介護者が老人保健施設や病院・診療所などへ通い、心身の機能の維持回復を図り日常生活の自立を助ける理学療法・作業療法などのリハビリを行います。

【利用実績】

項 目		平成27年度	平成28年度	平成29年度見込み
介護予防通所リハビリテーション	利用者(人)	339	390	499
通所リハビリテーション	回数(回)	16,654	15,811	15,623

【サービス見込み量】

項 目		2018年度 (平成30年度)	2019年度 (平成31年度)	2020年度 (平成32年度)
介護予防通所リハビリテーション	利用者(人)	576	672	768
通所リハビリテーション	回数(回)	15,642	15,434	15,466

⑧短期入所生活介護

- ・短期入所生活介護は、心身機能の維持、家族の身体的、精神的負担の軽減を図るため、要支援・要介護者が特別養護老人ホームなどへ短期入所し、当該施設において入浴・排泄・食事などの介護、その他の日常生活上の世話や機能訓練を行います。

【利用実績】

項 目		平成27年度	平成28年度	平成29年度見込み
介護予防短期入所生活介護	日数(日)	339	444	587
短期入所生活介護	日数(日)	50,711	49,195	45,171

【サービス見込み量】

項 目		2018年度 (平成30年度)	2019年度 (平成31年度)	2020年度 (平成32年度)
介護予防短期入所生活介護	日数(日)	528	576	504
短期入所生活介護	日数(日)	54,276	54,384	54,492

⑨短期入所療養介護

- ・短期入所療養介護は、家族の身体的、精神的負担の軽減を図るため、要介護者が老人保健施設や介護療養型医療施設に短期入所して、看護・医療的管理下の介護、機能訓練などの必要な医療や日常生活の世話を行います。

【利用実績】

項 目		平成27年度	平成28年度	平成29年度見込み
短期入所療養介護	日数(日)	3,658	3,819	4,979

【サービス見込み量】

項 目		2018年度 (平成30年度)	2019年度 (平成31年度)	2020年度 (平成32年度)
短期入所療養介護	日数(日)	6,048	6,720	7,176

⑩特定施設入居者生活介護（有料老人ホーム、ケアハウス）

- ・特定施設入居者生活介護は、有料老人ホーム、ケアハウスに入所している要支援・要介護者に入浴、排泄、食事などの介護、生活などに関する相談、助言などの日常生活上の世話、機能訓練及び療養上の世話を行います。

【利用実績】

項 目		平成27年度	平成28年度	平成29年度見込み
介護予防特定施設 入居者生活介護	利用者(人)	393	372	356
特定施設入居者生 活介護	利用者(人)	1,786	1,764	1,987

【サービス見込み量】

項 目		2018年度 (平成30年度)	2019年度 (平成31年度)	2020年度 (平成32年度)
介護予防特定施設 入居者生活介護	利用者(人)	492	516	540
特定施設入居者生 活介護	利用者(人)	2,160	2,340	2,592

⑪福祉用具貸与

- ・福祉用具貸与は、家庭での日常生活上の便宜を図るため、心身機能が低下し日常生活に支障がある要支援・要介護者に、日常生活上の便宜や機能訓練に役立つ福祉用具の貸し出しを行います。

【利用実績】

項 目		平成27年度	平成28年度	平成29年度見込み
介護予防福祉用具 貸与	利用者(人)	2,928	3,343	3,529
福祉用具貸与	利用者(人)	16,875	17,186	16,336

【サービス見込み量】

項 目		2018年度 (平成30年度)	2019年度 (平成31年度)	2020年度 (平成32年度)
介護予防福祉用具 貸与	利用者(人)	3,348	3,420	3,468
福祉用具貸与	利用者(人)	17,280	17,376	17,460

⑫特定福祉用具販売

- ・特定福祉用具販売は、家庭での日常生活上の便宜を図るため、日常生活に支障のある要支援・要介護者に、日常生活上の便宜や機能訓練に役立つ福祉用具購入費を支給します。

【利用実績】

項 目		平成27年度	平成28年度	平成29年度見込み
介護予防福祉用具 販売	利用者(人)	83	72	55
福祉用具販売	利用者(人)	278	236	194

【サービス見込み量】

項 目		2018年度 (平成30年度)	2019年度 (平成31年度)	2020年度 (平成32年度)
介護予防福祉用具 販売	利用者(人)	84	84	96
福祉用具販売	利用者(人)	264	276	276

⑬住宅改修

- ・住宅改修は、家庭での日常生活上の便宜を図るため、日常生活に支障のある要支援・要介護者が、手すりの取付や段差解消などの小規模な住宅改修を行う場合、その費用の一部を支給します。

【利用実績】

項 目		平成27年度	平成28年度	平成29年度見込み
介護予防住宅改修	利用者(人)	130	109	133
住宅改修	利用者(人)	248	257	218

【サービス見込み量】

項 目		2018年度 (平成30年度)	2019年度 (平成31年度)	2020年度 (平成32年度)
介護予防住宅改修	利用者(人)	132	132	132
住宅改修	利用者(人)	264	264	264

⑭居宅介護支援・介護予防居宅介護支援（ケアマネジメント）

- ・居宅介護支援（介護予防居宅介護支援）は、要介護者（要支援者）が居宅サービスを適切に利用するため、それぞれの心身の状況、置かれている環境、意向などを勘案して居宅サービス計画を作成し、この計画に基づく居宅サービスの提供が確保されるよう、事業者などの連絡調整、その他のサービス提供を行います。また、要介護者が介護保険施設に入所する場合は、介護保険施設を紹介します。

【利用実績】

項 目		平成27年度	平成28年度	平成29年度見込み
介護予防居宅介護 支援	利用者(人)	8,377	8,962	5,447
居宅介護支援	利用者(人)	26,825	27,527	26,449

【サービス見込み量】

項 目		2018年度 (平成30年度)	2019年度 (平成31年度)	2020年度 (平成32年度)
介護予防居宅介護 支援	利用者(人)	4,080	3,120	3,120
居宅介護支援	利用者(人)	26,748	26,496	26,602

(2) 施設サービス**①介護老人福祉施設（特別養護老人ホーム）**

- ・介護老人福祉施設（特別養護老人ホーム）は、居宅において常時介護を受けることが困難な要介護者に対し、入浴・排泄・食事などの生活上の世話、機能訓練、健康管理、療養上の世話をを行います。

【利用実績】

項 目		平成27年度	平成28年度	平成29年度見込み
介護老人福祉施設	利用者(人)	5,565	5,731	5,926

【サービス見込み量】

項 目		2018年度 (平成30年度)	2019年度 (平成31年度)	2020年度 (平成32年度)
介護老人福祉施設	利用者(人)	5,856	6,000	6,204

②介護老人保健施設

- ・介護老人保健施設は、入院治療の必要がない要介護者に対して、看護、医療的管理下での介護、機能訓練などの必要な医療、日常生活上の世話をを行います。

【利用実績】

項 目		平成27年度	平成28年度	平成29年度見込み
介護老人保健施設	利用者(人)	2,479	2,904	3,347

【サービス見込み量】

項 目		2018年度 (平成30年度)	2019年度 (平成31年度)	2020年度 (平成32年度)
介護老人保健施設	利用者(人)	3,252	3,624	3,624

③介護療養型医療施設

- ・介護療養型医療施設は、療養型病床群などを持つ病院・診療所の介護保険適用部分に入院する要介護者に対し、療養上の管理、看護、医学的管理下の介護、機能訓練などの必要な医療行為を行います。

【利用実績】

項 目		平成27年度	平成28年度	平成29年度見込み
介護療養型医療施設	利用者(人)	161	168	115

【サービス見込み量】

項 目		2018年度 (平成30年度)	2019年度 (平成31年度)	2020年度 (平成32年度)
介護療養型医療施設	利用者(人)	132	132	132

④介護医療院

- ・介護医療院は、2018年（平成30年）4月から新たに創設される施設サービスで、長期にわたる療養が必要な要介護者に対し、療養上の管理のもとで介護や機能訓練などを行います。（※介護医療院の創設に伴い、③介護療養型医療施設は2024年（平成36年）3月末に廃止予定。）

【サービス見込み量】

項 目		2018年度 (平成30年度)	2019年度 (平成31年度)	2020年度 (平成32年度)
介護医療院	利用者(人)	0	0	0

(3) 地域密着型サービス

①定期巡回・随時対応型訪問介護看護

- ・定期巡回・随時対応型訪問介護看護は、要介護者の在宅介護を支えるため、日中・夜間を通じ、短時間の定期巡回訪問と随時対応を行います。

【利用実績】

項 目		平成27年度	平成28年度	平成29年度見込み
定期巡回・随時対応型 訪問介護看護	利用者(人)	0	0	0

【サービス見込み量】

項 目		2018年度 (平成30年度)	2019年度 (平成31年度)	2020年度 (平成32年度)
定期巡回・随時対応型 訪問介護看護	利用者(人)	0	0	0

②認知症対応型通所介護

- ・認知症の状態にある要支援・要介護者について、デイサービスセンター等において日常生活上の世話や機能訓練を行います。

【利用実績】

項 目		平成27年度	平成28年度	平成29年度見込み
認知症対応型通所 介護	利用者(人)	43	26	16

【サービス見込み量】

項 目		2018年度 (平成30年度)	2019年度 (平成31年度)	2020年度 (平成32年度)
認知症対応型通所 介護	利用者(人)	36	36	36

③小規模多機能型居宅介護

- ・小規模多機能型居宅介護は、「通い」を中心として、要支援・要介護者の様態や希望に応じて、随時「訪問」、「泊まり」を組み合わせることで、在宅での生活継続の支援を行います。

【利用実績】

項 目		平成27年度	平成28年度	平成29年度見込み
介護予防小規模多機能型居宅介護	利用者(人)	35	42	44
小規模多機能型居宅介護	利用者(人)	584	498	547

【サービス見込み量】

項 目		2018年度 (平成30年度)	2019年度 (平成31年度)	2020年度 (平成32年度)
介護予防小規模多機能型居宅介護	利用者(人)	60	60	72
小規模多機能型居宅介護	利用者(人)	588	612	600

④認知症対応型共同生活介護（グループホーム）

- ・認知症対応型共同生活介護は、認知症の状態にある要支援・要介護者について、共同生活を営むべき住居において、入浴、排泄、食事などの介護、その他の日常生活上の世話や機能訓練を行います。

【利用実績】

項 目		平成27年度	平成28年度	平成29年度見込み
認知症対応型共同生活介護	利用者(人)	2,346	2,321	2,196

【サービス見込み量】

項 目		2018年度 (平成30年度)	2019年度 (平成31年度)	2020年度 (平成32年度)
認知症対応型共同生活介護	利用者(人)	2,340	2,376	2,412

⑤地域密着型介護老人福祉施設入所者生活介護（小規模特別養護老人ホーム）

- ・地域密着型介護老人福祉施設入所者生活介護は、居宅において常時介護を受けることが困難な要介護者に対し、定員29人以下の小規模な介護老人福祉施設（特別養護老人ホーム）に入所させて、入浴、排泄、食事などの介護、機能訓練、健康管理、療養上の世話を行います。

【利用実績】

項 目		平成27年度	平成28年度	平成29年度見込み
地域密着型介護老人福祉施設入所者生活介護	利用者(人)	692	705	727

【サービス見込み量】

項 目		2018年度 (平成30年度)	2019年度 (平成31年度)	2020年度 (平成32年度)
地域密着型介護老人福祉施設入所者生活介護	利用者(人)	696	696	696

⑥地域密着型通所介護

- ・地域密着型通所介護は、利用定員18人以下の通所介護事業所であり、心身機能の維持と社会的孤立感の解消や家族の身体的・精神的負担の軽減を図るため、要介護者がデイサービスセンターへ通い、入浴や食事等の日常生活上の世話や相談、助言、機能訓練、レクリエーションを行います。

【利用実績】

項 目		平成27年度	平成28年度	平成29年度見込み
地域密着型通所介護	回数(回)	—	60,858	64,867

【サービス見込み量】

項 目		2018年度 (平成30年度)	2019年度 (平成31年度)	2020年度 (平成32年度)
地域密着型通所介護	回数(回)	98,388	99,216	99,984

(4) 介護予防・日常生活支援総合事業

- ・介護予防・日常生活支援総合事業は、本市では平成29年4月からスタートしたサービスで、要支援者等の高齢者の多様な生活支援ニーズに対して、地域の実状に応じて効果的かつ効率的に実施することができるサービスを提供します。

【利用実績】

項 目		平成27年度	平成28年度	平成29年度見込み
介護予防・日常生活支援総合事業	訪問型サービスA	—	—	3,046
	訪問型サービスB	—	—	0
	通所型サービスA	—	—	5,614
	通所型サービスB	—	—	160
	介護予防居宅介護支援	—	—	5,324

【サービス見込み量】

項 目		2018年度 (平成30年度)	2019年度 (平成31年度)	2020年度 (平成32年度)
介護予防・日常生活支援総合事業	訪問型サービスA	3,106	3,168	3,231
	訪問型サービスB	0	0	0
	通所型サービスA	5,726	5,840	5,956
	通所型サービスB	163	166	169
	介護予防居宅介護支援	5,430	5,538	5,648

(5) 包括的支援事業

- ・包括的支援事業として、地域包括支援センターが実施する「介護予防ケアマネジメント業務」「総合相談・支援業務」「権利擁護業務」「包括的・継続的ケアマネジメント支援業務」の4業務を実施します。

【利用実績】

項 目		平成27年度	平成28年度	平成29年度見込み
包括的支援事業	相談業務	5,236	6,600	6,900

【サービス見込み量】

項 目		2018年度 (平成30年度)	2019年度 (平成31年度)	2020年度 (平成32年度)
包括的支援事業	相談業務	7,800	8,500	9,400

(6) 情報提供・相談対応

- ・要支援・要介護者が円滑かつ適切に介護保険サービスを利用できるよう、介護保険サービス事業所の整備状況等について情報提供します。また、介護保険調整委員会訪問相談員による介護保険サービス事業所への訪問で確認したサービス内容等を必要に応じて情報提供します。
- ・また、介護保険サービスの利用に伴う利用者からの苦情などに対応するため、相談窓口を周知します。

●取組み

- ①介護保険サービス事業所一覧を作成・公表し、随時更新を行います。
- ②事業所訪問により確認したサービス内容などを利用者に情報提供します。
- ③介護保険調整委員会委員、地域包括支援センターの相談窓口について周知します。
- ④介護保険サービス事業所の相談窓口について情報提供します。

2-2 介護保険事業の適正な運営

- ・適正な要介護認定及び過不足ない介護保険サービスの提供により、介護給付費の適正化を図ります。また、保険者機能の強化、事業所への指導・監査等を行うことで適切なサービスの実施を図ります。

(1) ケアプラン点検による介護給付の適正化

- ・介護給付を必要とする受給者を適切に認定し、受給者が真に必要な過不足のないサービスを事業者が適切に提供できるよう促し、費用の効率化を図ります。

●取組み

- ①認定調査状況の確認を行います。
- ②ケアプランの適正な点検を行います。
- ③住宅改修等の調査点検を行います。
- ④医療情報との突合・縦覧点検を行います。

(2) 保険者機能の強化

- ・高齢者の自立支援や要介護度の重度化防止の取組みを推進するため、保険者機能の強化を図ります。

●取組み

- ①自立支援・予防支援事業の取組みを実施します。
- ②ケアマネジャーの支援を行います。
- ③保険者の業務効率化を図ります。
- ④地域包括支援センターの適正な事業評価を行います。

(3) 事業者への指導

- ・各サービス事業者に対し、適正なサービス提供が行われているか、定期的に指導・監査を実施します。

●取組み

- ①居宅サービス事業所の指導・監査を実施します。
- ②施設サービス事業所の指導・監査を実施します。
- ③地域密着型サービス事業所の指導・監査を実施します。

(4) 事故防止と事故対応

- ・安心して介護サービス等を利用できるよう、事故の防止や速やかな事故対応、再発防止などに取組みます。

●取組み

- ①事故報告書を活用した事故検証を行います。
- ②事故報告に関する再発防止情報を発信します。

2-3 介護人財の確保・育成と技術向上

- ・介護現場は、慢性的な人財不足にあり、本市においても人財確保が困難な状況にあります。一方、今後ますます高齢者人口は増加し、要介護高齢者も増加する見通しであり、さらなる人手不足が予想されます。そのため、新たな介護人財を確保するとともに、介護従事者の働く環境の改善やその育成と介護技術の向上を図る取組みを推進します。

(1) 介護従事者の働く環境の向上

- ・介護従事者が、業務を継続するためには、働きやすい環境が重要になります。また、今後は医療依存度が高い要介護高齢者が在宅で暮らすケースも増加することが予想されるため、介護技術の向上に関する支援を実施します。

●取組み

- ①介護従事者の技術向上のための支援を行います。
- ②介護ロボットなどの導入支援や、利用体験研修会によりICT活用への対応を進めます。
- ③介護職経験者の復帰を支援するための研修会を開催します。
- ④資格取得に関する研修会への参加を支援します。
- ⑤介護人材確保対策事業（県事業）の案内・周知を行います。

介護ロボット イメージ



移乗介助機器（装着型）



移乗介助機器（非装着型）



見守り支援機器（在宅介護型）

（出典：介護ロボットポータルサイト）

(2) 事業者間連携と多職種連携

- ・要介護高齢者などの介護サービスを提供する際は、多職種によるチームアプローチが基本になります。そのため、介護支援専門員（ケアマネジャー）を中心に多職種が連携し、要介護高齢者の自立支援に協働していくための体制づくりを進めます。

●取組み

- ①事業者連絡会議の開催を支援します。
- ②地域ケア会議の開催を支援し、事業者間連携と多職種連携を進めます。

(3) 介護現場の魅力発信

- ・新たな介護人財の確保に向け、介護に関する職業について理解と興味を持ってもらうため、介護現場からその魅力を発信する取組みを支援します。また、外国人の介護人財の受け入れや将来の介護職を担う学生などをターゲットとした情報発信に取組みます。

●取組み

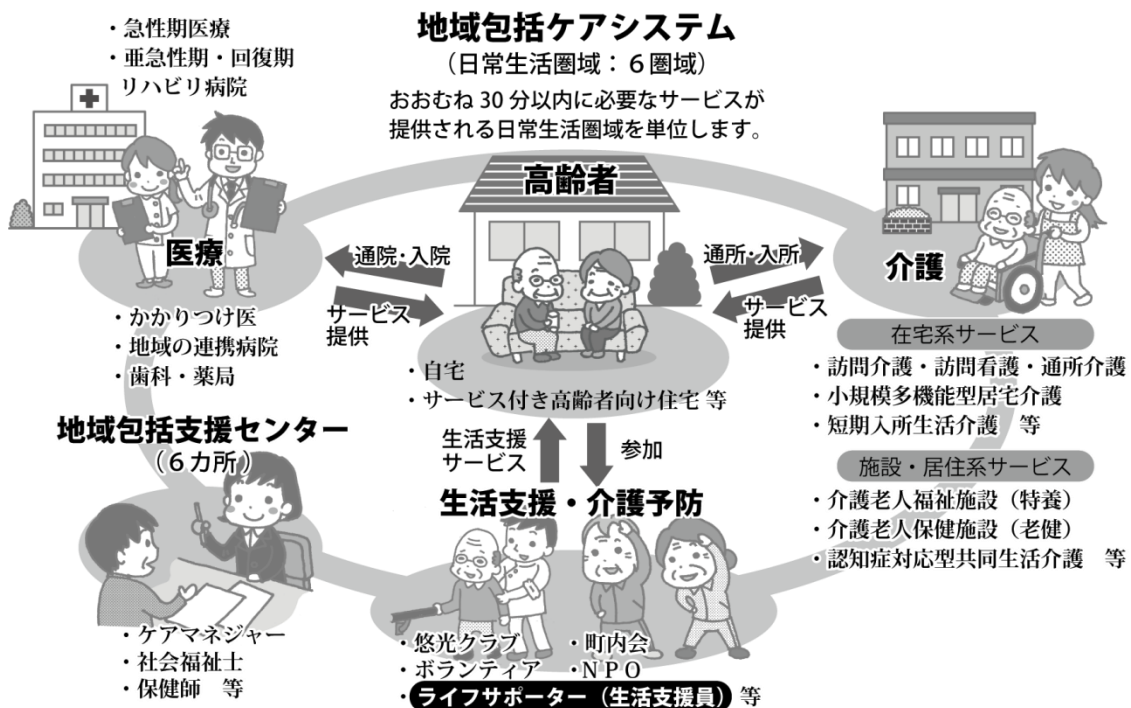
- ①介護事業所の紹介パンフレットを作成・配布します。
- ②外国人介護人材の受け入れ拡大を促進します。
- ③介護事業所による小中学生を対象とした介護職の魅力を伝える出張講座の実施を支援します。

(4) ライフサポーター（生活支援員）制度の実施

- ・介護予防・日常生活支援総合事業の担い手となるライフサポーター（生活支援員）の育成を推進します。

●取組み

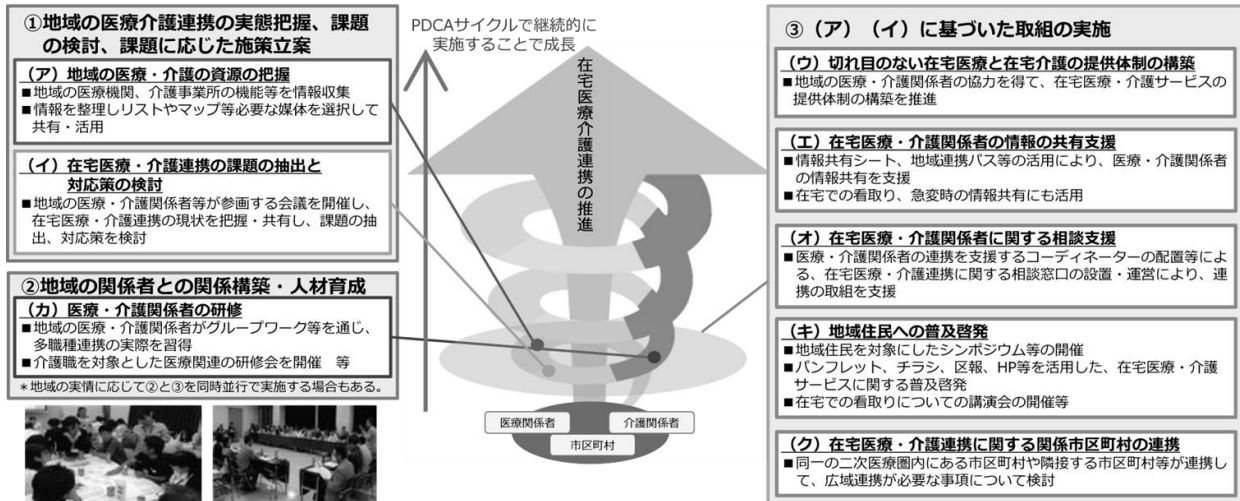
- ①ライフサポーター（生活支援員）育成講座を開催します。
- ②ライフサポーター（生活支援員）について、広く市民に周知します。



地域包括ケアシステムにおけるライフサポーター（生活支援員）の役割

【基本方針3】在宅医療・介護連携の推進

- ・医療と介護の両方が必要な高齢者でも住み慣れた地域で自分らしい暮らしを続けることができるようにするため、平成26年度の介護保険制度の改正に伴い地域支援事業の包括的支援事業の1つに「在宅医療・介護連携推進事業」が位置づけられ、市町村は、2018年（平成30年）4月には「在宅医療・介護連携推進事業」の全ての事業項目について、取り組むことが義務付けられました。
- ・本市においても、「在宅医療・介護連携推進事業」を実施し、今後ますますニーズが高まると予想される医療・介護連携についての強化を図っていきます。



在宅医療・介護連携の事業項目と進め方イメージ

(出典:在宅医療・介護連携推進事業の手引きVer.2(平成29年10月))

3-1 現状の把握と課題の抽出

- ・地域にある既存の医療・介護資源を把握、情報提供するとともに、「在宅医療・介護連携推進会議」を開催することで地域の現状や課題についての対策などの検討・共有を図ります。

(1) 医療・介護の資源の整理

- ・地域の医療機関や介護事業所などの地域資源について、住所や連絡先などの情報収集・整理を行い、医療関係者と介護関係者との間で情報共有を図ります。

取組み

- ①地域の医療・介護資源の継続的な把握を行います。
- ②把握した地域資源に基づき、介護事業所一覧を更新・情報提供します。

(2) 課題の抽出と対応策の整理

- ・医療・介護の地域資源の情報を踏まえ、市が中心となり医療・介護関係者による「在宅医療・介護連携推進会議」を開催し、現状や課題についての対策などの検討・共有を図ります。

取組み

- ①地域資源の情報を踏まえて在宅医療・介護連携の課題を抽出します。
- ②在宅医療・介護連携推進会議において課題の検討・共有化を図ります。

3-2 在宅医療・介護の連携強化

- ・医療機関・介護事業所との情報連携や相談窓口を利用した連携調整などを実施し、各関係機関との連携強化とスキルアップを図ります。

(1) 医療・介護の切れ目ない提供体制の強化

- ・医療・介護の切れ目ない提供体制の構築のため、「介護⇒医療情報連携シート（入院用）」や「医師・ケアマネジャー連携シート（FAX専用）」を用いて医療機関・介護事業所との情報連携を実施します。
- ・実施した事柄について評価を行うことで、情報連携の強化を図ります。

●取組み

- ①「介護⇒医療情報連携シート（入院用）」を用いて情報連携を行います。
- ②「医師・ケアマネジャー連携シート（FAX専用）」を用いて情報連携を行います。
- ③「多治見市在宅歯科医療連携室」を運営します。
- ④実施事業について、目標設定・評価を行い、継続的な事業の改善に取り組めます。

(2) 在宅医療・介護関係者に関する相談支援

- ・在宅医療・介護連携を支援する相談窓口を設置し、地域の医療・介護関係者からの在宅医療・介護連携に関する相談などを受け付け、調整・情報提供などにより連携を支援します。

●取組み

- ①医療介護連携相談の窓口を新設・運営します。
- ②相談窓口を通じ、在宅医療・介護連携に関する関係者からの相談に対応します。
- ③地域包括支援センターやケアマネジャーなどとの連携強化を支援します。

(3) 関係市町との連携

- ・複数の関係市町との広域連携が必要なケースについては、関係市町で協議の場を設け、協議を行います。

●取組み

- ①広域的な取組みを要する課題について整理します。
- ②広域的な連携が必要な事項について、関係団体と協議する場を確保します。

3-3 普及啓発と研修の実施

- ・医療・介護関係者に対して研修会を実施することで、関係者の連携とスキルアップを目指します。また、地域住民に対する普及啓発活動を通じ、在宅医療・介護連携に関する理解を深めます。

(1) 在宅医療・介護関係者への研修の実施

- ・地域の医療・介護関係者の連携を実現するため、多職種の関係者によるグループワークなどによる研修会を開催します。

●取組み

- ①関係団体が開催する既存の研修会について、情報収集・活用します。
- ②関係者の連携実現に向けた研修会を開催します。

(2) 市民への普及啓発

- ・在宅医療・介護連携に関する説明会を開催することで、地域住民の理解を深めます。また、地域包括支援センターとともに地域の実状に応じた意識啓発手法を開発します。

●取組み

- ①身近な地域において在宅医療・介護連携への理解向上のための説明会を開催します。
- ②地域の実状に応じた意識啓発手法を検討・開発を行います。

【基本方針4】認知症施策の推進

4-1 認知症に対する理解と啓発

- ・今後増加が見込まれる認知症高齢者やその家族介護者が不安なく生活できるよう、市民に対する認知症への理解と啓発を推進します。

(1) 認知症サポーター養成講座の継続

- ・認知症について正しく理解し、偏見を持たず認知症高齢者やその家族を見守る「応援者（サポーター）」を養成するとともに、その活動を支援します。



認知症サポーター養成講座

●取組み

- ①市民を対象とした「認知症サポーター養成講座」を継続的に実施します。
- ②中高生を対象とした「認知症サポーター養成講座」を実施します。
- ③認知症サポーターのフォローアップ研修や交流会を開催するとともに、地域での活動支援を行います。

(2) 認知症理解に関する取り組みの実施

- ・多くの市民が認知症を正しく理解し、見守りにつながる取り組みについて、研修会の開催や「認知症ケアパス」の活用を通じて実施します。
- ・市で開催しているおとどけセミナーや地域包括支援センターの出張講座において、認知症予防などに関する講座を開催し、認知症に対する理解の向上を図ります。

●取組み

- ①市民を対象として認知症理解に関する研修会を開催します。
- ②おとどけセミナーや地域包括支援センターなどにより、身近な地域において認知症予防講座を開催します。
- ③「認知症ケアパス」の活用を推進します。
- ④地域活動による取り組みの効果検証を行い、他地域への展開を図ります。
- ⑤行方不明高齢者捜索模擬訓練等を実施します。



多治見市認知症ケアパス（表紙）

4-2 認知症相談窓口の充実

- ・本市では、平成27年度より認知症相談窓口となる「認知症地域支援推進員」を太平地域包括支援センターに設置しています。今後は、医療・介護及び生活支援サービスなどが切れ間なく続くようなネットワークを構築し、相談支援の充実を図ります。

(1) 認知症相談窓口の周知

- ・地域の実状に応じて医療機関や介護サービス事業所、地域の支援機関をつなぐ連絡支援や、認知症高齢者やその家族を支援するため、「認知症地域支援推進員」により認知症相談窓口の周知を行います。



総合福祉センター内太平地域包括支援センターに認知症相談窓口を設置

●取組み

- ①相談窓口となる認知症地域支援推進員の周知と利用促進を行います。

(2) 東濃成年後見センターによる成年後見制度の利用促進

- ・認知症高齢者の権利を守るため、東濃成年後見センターにおいて成年後見制度の利用促進を行うとともに、認知症相談窓口において後見申立の支援を行います。

●取組み

- ①東濃成年後見センターによる成年後見制度の利用促進・実施支援を行います。
- ②親族申立について、認知症相談窓口にて実施支援を行います。

4-3 認知症高齢者とその家族への支援

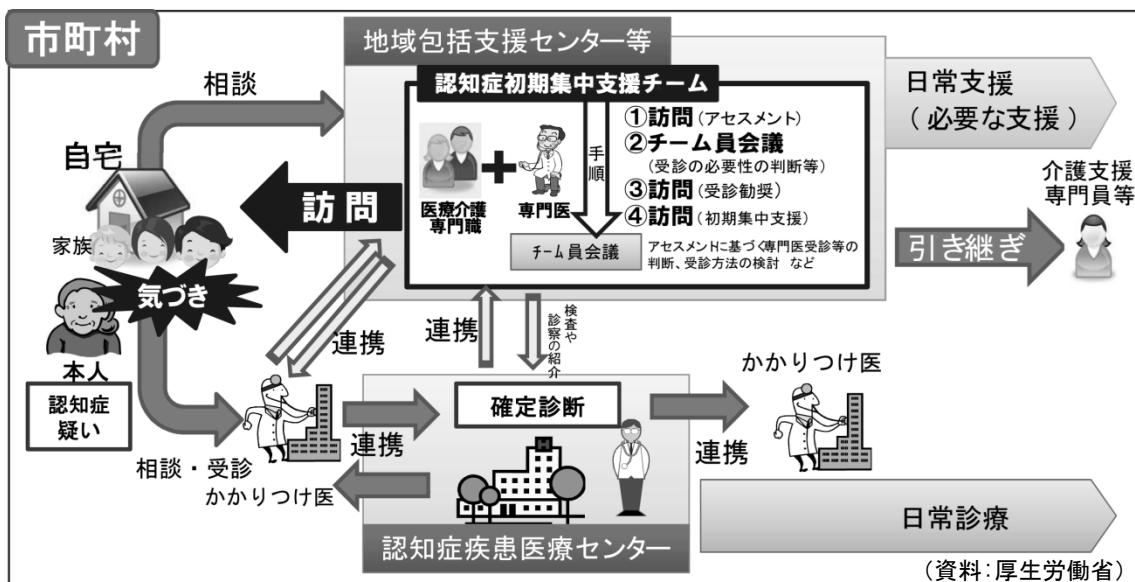
・認知症の高齢者やその家族介護者が安心して地域で生活できるよう支援を行っていきます。

(1) 認知症初期集中支援チームの設置

・認知症の早期診断・早期支援を実施するため、「認知症初期集中支援チーム」を設置します。認知症初期集中支援チームは、複数の専門職が家族支援などの初期支援を包括的かつ集中的に行うことで、認知症高齢者の自立生活のサポートを行います。

●取組み

- ①認知症初期集中支援チームを地域包括支援センターに設置します。
- ②認知症初期集中支援チームについて、その役割を広く市民に周知します。
- ③認知症初期集中支援チーム員の研修会に対して、参加支援を行います。
- ④認知症初期集中支援チームの継続的活動に向け、多職種連携を推進します。



認知症初期集中支援チーム イメージ

(2) グループホーム等との連携

・認知症対応型共同生活介護（グループホーム）などと連携を図り、地域に根差した事業所形態の特徴を活かした相談・支援体制を構築します。

●取組み

- ①事業所との定期的な意見交換会を開催します。
- ②事業所の特性を活かした地域貢献活動の実施を促進します。

(3) 認知症カフェの開催

- ・地域における認知症高齢者や介護者同士の交流・情報交換を行う場として、認知症カフェ(さんあいカフェ)を開催します。
- ・多くの認知症高齢者の家族の利用促進を図るため、認知症カフェについて、広く市民に周知を行います。



平成28年度認知症カフェ
(さんあいカフェ)の様子

●取組み

- ①認知症カフェ(さんあいカフェ)を開催します。
- ②身近な場所における認知症カフェの開設・運営を支援します。
- ③市民に対して認知症カフェの普及活動を実施します。

(4) 家族介護者の支援

- ・認知症の家族介護者の負担の軽減や介護離職を防止するため、地域における支援体制の構築や多様なサービスのマネジメントを行います。
- ・特に、在宅サービスを軸として通所・短期系サービスを活用するなど、介護者の負担軽減に効果的なサービス利用方法についても周知を行って行きます。

●取組み

- ①徘徊など周辺症状(※)に対する地域の支援体制を構築します。
- ②上手なサービス活用方法を提案し、家族介護者の負担の軽減を図ります。

※周辺症状：妄想、幻覚、異食、徘徊、不潔、暴力など必ずしも認知障害といえない行動的な障害のこと

【基本方針5】生きがいのある生活の支援

5-1 役割を持てる生活への支援

- ・昨今の高齢期の過ごし方は、「余生をゆったりと過ごす」という考え方から、高齢者による地域貢献が求められるようになってきています。そこで、高齢者の一人ひとりが地域社会との関係を継続し、役割を持って充実した生活を実現する地域社会の構築を目指します。

(1) 地域の健康増進・介護予防活動の支援

- ・身近な地域における健康増進や介護予防のための活動への参加機会を提供するとともに、地域主体による健康増進・介護予防活動に対する支援を行います。



ひまわりサロンの健康教室

●取組み

- ①身近な地域において健康教室や介護予防教室を開催します。
- ②地区担当の保健師などにより、地域の健康づくりを推進します。
- ③地域の高齢者が自主的に集い、開催する健康増進・介護予防活動を支援します。

(2) 高齢者の就労支援

- ・年齢を問わず活躍し続けられる社会を目指し、多治見市シルバー人材センターへの支援を通じて、高齢者の就労支援を行います。また、元気な高齢者が多様なサービスの担い手となるよう、制度や仕組みの周知・案内や人材募集を行います。

●取組み

- ①多治見市シルバー人材センターの事業活動を支援します。
- ②生活支援サービスの担い手に関する周知・案内を行います。
- ③高齢者の就労のマッチング支援を行います。

(3) 高齢者の集いの場への支援

- ・本市では、「ひまわりサロン」が中心となり、高齢者が集う場の役割を担っています。そのため、今後もひまわりサロンの活動を支援することで、高齢者の集いの場の充実を図ります。
- ・郊外地域の住宅団地などを中心に空き家が増加していることから、空き家を活用することで身近な地域における高齢者の集いの場づくりの活動を支援します。



ひまわりサロン

●取組み

- ①ひまわりサロン活動の活動費などを助成します。
- ②ひまわりサロンへの柔道整復師や運動指導士などの派遣を支援します。
- ③ひまわりサロン活動に必要な備品整備などを順次進めます。
- ④郊外地域における空き家を活用した身近な集いの場づくりの活動を支援します。

(4) 高齢者支援サービスの提供

- ・本市の高齢者の集いの場の役割を担う「ひまわりサロン」は、主に地域の集会所で行われていますが、施設の老朽化やバリアフリーに対応しておらず、高齢者にとって使いにくい施設もあります。そのため、集会所についてトイレの改修（和式から洋式へ）や手すり・スロープの設置などの改修を行い、高齢者が集いやすい環境の整備を行います。
- ・支援を必要とする高齢者を対象として、多様な在宅サービスを提供し、高齢者が継続して自立的な在宅生活がおくれるよう支援します。

●取組み

- ①集会所におけるトイレ改修、手すり・スロープ設置工事の費用を補助します。
- ②生活管理指導短期宿泊事業を実施します。
- ③寝たきり高齢者等の介護用品購入助成事業を実施します。
- ④1人暮らしの高齢者に対して緊急通報装置を貸与します。
- ⑤救急医療情報キットを1人暮らしの高齢者等に配布し、活用方法を周知します。
- ⑥高齢者支援サービスに関する情報を提供します。

5-2 地域の支え合い活動の支援

- ・高齢者が住み慣れた地域で暮らし続けるためには、地域における支え合いが重要になります。一方、昨今は核家族化により、本市においても高齢者の夫婦のみの世帯や1人暮らし世帯も多くなっており、親子関係や親類関係が希薄化する状況にあります。そのため、地域における支え合い活動への支援を充実することで、その体制の構築を促進します。

(1) 民生委員・児童委員・福祉委員の活動支援

- ・地域の支え合い活動で重要な役割を担う民生委員・児童委員や福祉委員の活動について、市の補助事業により支援を行います。

●取組み

- ①民生委員・児童委員や福祉委員からの情報を適切な関係機関につなげ、高齢者を支援します。
- ②高齢者の情報共有による見守り活動を推進します。
- ③「たじみ見守りかわら版」の配布を通じて、権利擁護等の啓発を行います。

(2) 地域力向上推進会議の開催

- ・地域住民が主体となって地域でできることは地域で対応・解決していく、地域の体制づくりを行うため、「地域力向上推進会議」の開催を支援します。

●取組み

- ①地域力向上推進会議の開催を支援します。
- ②「根本校区地域力向上推進会議」の活動を支援します。
- ③「笠原未来プロジェクト」の活動を支援します。

(3) ボランティア団体等への支援

- ・地域で高齢者の暮らしを支えるためには、介護や福祉などの専門職だけでなく、地域のボランティアや企業もその担い手となることが重要になります。そのため、地域のボランティア団体等の活動について支援を行います。

●取組み

- ①地域福祉協議会等の活動を支援し、地域における福祉活動の活性化を図ります。
- ②高齢者の生活を便利にし、支援する企業活動の情報を収集します。

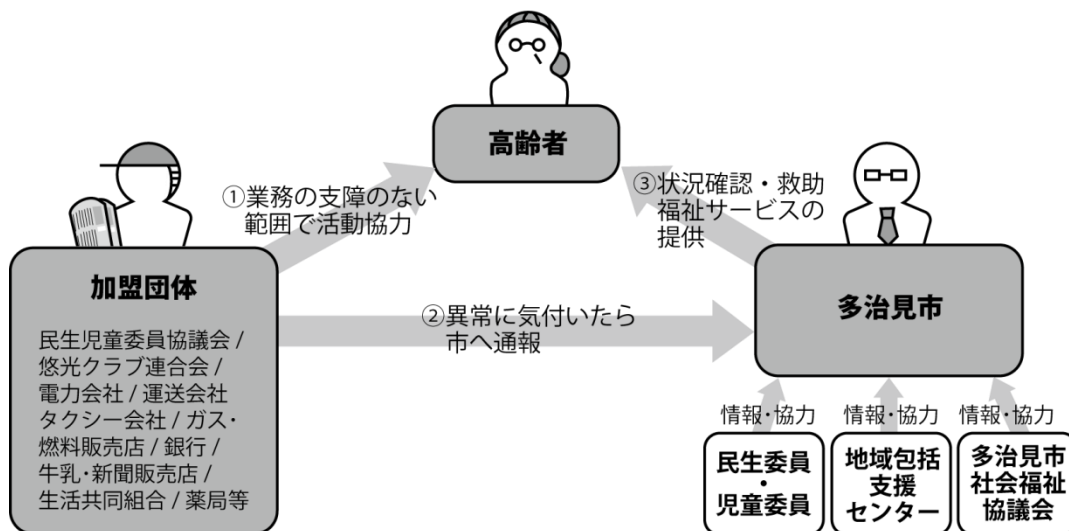
(4) 地域の見守り支援

- ・高齢者の身体の急変など、異常事態に即座に対応するとともに、これらの事態に対する日頃の高齢者の不安を解消するため、見守りや通報の体制を構築します。

●取組み

- ①高齢者見守りネットワーク協力機関との連携により見守り活動を実施します。
- ②情報共有化のため、市により定期的な連絡会議を開催します。
- ③民生委員・児童委員との連携による見守り活動を実施します。
- ④「孤立死ゼロ・虐待死ゼロのまち協力隊」の活動を推進します。
- ⑤実状に即した緊急通報システムの見直しを行います。

「孤立死ゼロ / 虐待死ゼロのまち協力隊」の流れ



5-3 高齢者の社会参加の促進

- ・高齢者がいつまでも元気で生活するためには、生きがいと役割を持つことが大切です。そのため、家庭内だけでなく地域においても役割を担い、地域行事などへの積極的な参加や、近隣の高齢者を見守るなどの社会参加を促進します。

(1) 高齢者による地域貢献への取組み

- ・高齢者が地域のために貢献することを通じて、自らの生きがいを持つとともに、健康維持ができる仕組みづくりを行います。

●取組み

- ①高齢者が社会参加しやすい環境づくりを行います。
- ②高齢者が役割を持つ意義について家庭・地域に対して意識啓発を行います。
- ③介護人財育成事業を実施します。
- ④おとどけセミナーの開催を通じ、高齢者の社会参加意欲の向上を図ります。
- ⑤新65歳を対象とした福祉制度・介護保険制度説明会を開催します。

(2) 高齢者の活動支援

- ・多治見市悠光クラブ連合会などの高齢者団体の活動を支援します。

●取組み

- ①多治見市悠光クラブ連合会などの活動費の助成を行います。
- ②多治見市悠光クラブ連合会などの文化・スポーツ活動・交通安全活動などを支援します。

(3) 地域共生社会の実現

- ・地域共生社会とは、「高齢者・障がい者・子どもなど全ての人々が、一人ひとりの暮らしと生きがいを共に創り、高め合う社会」です。我が国では、高齢者を地域で支えるための「地域包括ケアシステム」の構築を推進しており、地域共生社会はこれをさらに進め、困難を持つあらゆる立場の人を地域で支えるための仕組みへ進化させるという考えです。
- ・本市においても、地域福祉計画を軸として福祉全般の取組みの連携を図り、地域を丸ごと支え合う仕組みづくりを推進します。

●取組み

- ①地域共生社会の実現に向けた「縦割り」サービスから「丸ごと」サービスへの転換につながる支援を行います。
- ②高齢者福祉と障がい者福祉の連携体制を構築します。
- ③地域包括支援センターにおける児童福祉相談窓口と連携を図ります。
- ④地域福祉計画見直しにあたり、関連施策を位置づけます。